

令和2年度第1回広島高速道路公社入札監視委員会 議事の概要

開催日	令和2年7月31日（金）14:00～16:00
場所	TKP 広島本通駅前カンファレンスセンター カンファレンスルーム5C
出席委員	河合委員（委員長）、内田委員、松本委員
議題	<p>議事1 入札及び契約手続きの運用状況等の報告について</p> <p>議事2 抽出事案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 馬木管理基地屋根防水改修工事 ② 都市高速広島東料金所 ETC 設備等更新その他工事 ③ 高速5号線家屋事前調査業務（その9） ④ 高速5号線中山地区法面観測業務（その1）
審議対象期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申等	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島高速道路公社 総務部総務課経理係 082-508-6848



報告内容

議事 1 入札及び契約手続きの運用状況の報告について

○入札方式別の発注件数は次のとおり

	一般競争	指名競争	随意契約	計（件）
建設工事	6	0	0	6
測量・建設コンサルタント等業務	4	0	3	7
	10	0	3	13

○指名停止措置を行った件数は3件

○低入札価格調査を行った件数は1件

○入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし

意見・質問

回答

○資料1の9ページ目の随意契約の随意契約理由について、もともとこの規程で決まっていたのですか、それとも委員会の設置に当たって定めたものですか。

●従来からこの規程を適用していました。

○抽出期間が半年ごとということですが、時期によって多い時期とそうでない時期で、発注件数にどれくらい差が出てくるのでしょうか。

●ここ数年の傾向では大体10数件ですので、年2回としています。また、運営要綱上、上期が極端に少ないということであれば下期にまとめてできるようにもしています。

○資料1の4ページ目 No.3で、低入札案件が挙げられており、この落札率が89.55%となっています。No.2の案件の落札率も88%ですが、低入札とはなっていません。低入札かどうかは落札率で判断するのでしょうか。

●低価格入札というのは、調査基準価格を下回る入札のことをいい、落札率という形で基準を設けて判断していくというものではありません。

○調査基準価格はどのように決めるのですか。

●規程に基づき、例えば建設工事では直接工事費に10分の9.7を乗じて、共通仮設費には10分の9を乗じるなどして算出します。

(回答：事務局)

報告内容	
議事2 抽出事案について	
○抽出事案1 馬木管理基地屋根防水改修工事	
意見・質問	回答
○低入札の要因について、現場管理費と一般管理費といった諸経費の削減を行った努力の結果という説明について、具体的にはどのようなものを努力され削減できたのですか。	●現場管理費については、現場代理人、主任技術者の兼務で、これらに係る人件費が一人分になった、そういうところで現場管理費は抑えられたということです。また、一般管理費等については、会社にかかる経費ということで、そこについては過去の実績から抑えることができたというものです。
○過去の実績で削減できるとなるとどこら辺が削減できるのですか。	●一般管理費はこの程度確保しておけばまず赤字にならず、利益も自分たちが見込む必要額が確保できるということを、過去の実績から算定したというものです。
○経験があるので、対応する人数を減らせるとか、作業量を減らせるとか、そういうことになるのですか。	●兼務をすることでできる作業があるとか効率よくできるノウハウがあるとか、というところで、人員を効率的に使えるということをヒアリングで聞いています。
○本件工事で指定した工法以外の工法があるのですか。また、工法ごとの費用、メリットや耐用年数等の観点で比較されたのでしょうか。	●カタログやメーカーへの調査を踏まえ、金属を重ね合わせた屋根に上からかぶせる工法としてはこの工法が一般的であるということから、この工法を選択しました。
○本件入札については、入札参加資格者を有する20者のうち、応札に至ったのは2者だけということで、入札情報の開示の仕方はどうだったのでしょうか。電子的なインターネット等を通じた形での開示だったのでしょうか。	●入札公告については、公社のホームページで公表するとともに、業界紙への紙面掲載も依頼しています。 応札者が2者となった理由としては、県や市で西日本豪雨の災害復旧工事がたくさん出ており、それらで技術者とか作業員等の現場要員が慢性的に不足しているということで、これらの工事に充てるだけの人員がなかなか確保できないのではと考えています。
○入札時期についてはこの時期の開示が適切だったのでしょうか。繁忙期を避け、発注時期の分散化は図れなかったのですか。	●予めわかっていたら年度当初に発注するのが理想的ですが、梅雨時期から台風シーズンの9月にかけて雨漏りの症状が顕著になり、即時

<p>○1回目の応札が出なかったときは2回目の入札をするのは手順通りですか。</p> <p>○もし低入で最低価格入札者が失格になった場合、予定価格を超過した入札者が落札者になるのですか。</p> <p>○1 回目の入札において入札書が添付されてなかったということについて、それはどういうことですか。</p>	<p>対応の必要性からこの時期での発注となりました。</p> <p>●本件公告では、入札において1回で成立しなかった場合は2回目を行うということを明記しており、手順通りです。</p> <p>●入札不調という扱いになります。その上で、我々の積算が妥当だったかどうか市場のヒアリングを踏まえ、また新たに公告をするという手順になります。</p> <p>●工事費内訳書の提出はあったものの、入札価格が記載された入札書そのものが入っていなかったというものです。</p> <p>(回答：保全課長及び課長補佐)</p>
---	--

報告内容	
議事 2 抽出事案について	
○抽出事案 2 都市高速広島東料金所 ETC 設備等更新その他工事	
意見・質問	回答
<p>○元々の ETC、現金收受用のレーンについては当該業者が設置したものでですか。</p> <p>○当初の設置業者は今回の入札には参加していませんが、入札参加資格自体はあったのでしょうか。</p> <p>○ETCと現金收受それからガントリは、一緒に公告されていますが、分けて公告に出すということは難しいのでしょうか。</p> <p>○ETCは今回 15 年で更新ということですが、業者の ETCはどれぐらい使えるという想定ですか。</p> <p>○9 年というのは業者の仕様ですか。それとも、こちらが求めている仕様ですか。</p> <p>○メーカー保証が 7 年ということは、それ以降さらに伸ばそうとするとまた発注することになるのですか。その時はまた随契となるのですか。</p>	<p>●当初の設置は当該業者とは違う業者です。</p> <p>●有していました。</p> <p>●基本的には、車を通しながらの作業となるので、極力工事による通行止め、レーン閉鎖する時間を少なくするというで、一括にする方が効率的です。また、複数に分割して発注すると、そのたびに通行止めをしたり、連携調整に時間がかかるので、一度に一括でする方が、短時間で効率的にできるということになります。</p> <p>●メーカー保証の基本は 7 年ということになって、そこにメーカーの保守の延長をかけて 9 年、それ以降はメーカーの保証が無いので、よく故障する部品について、まだメーカーが部品を製造しているうちに確保しておくことでもう 3 年ほど伸ばして、12 年間使用すると想定しています。</p> <p>●一般的なメーカーの保証期間としては 7 年であり、その期間であれば部品製造も保守対応も可能です。そこから保守期間を伸ばしてもらって 9 年としています。</p> <p>●当社のコスト縮減の一環として、機器の長寿命化を図り交換頻度を少なくして全体のコストを下げるという計画をもっています。その中で残りのものについても、設置メーカーとの交渉により保守期間の延長を図るとともに、それ以降については、故障頻度の高い部位に係る部品について、先に公社の方でパーツを買っておき、公社の方で部品交換を行うという形で伸ばしていくということで、全体の再発注ということではありません。</p>

<p>○今回のケースも 1 回目の入札が予定価格を上回っている入札になっていて、開示の方法として予定価格というのは入札予定者には分からないのですか。入札予定者から金額を推計して出されるというものだけでも、結果として分からないので、予定価格を上回る入札もあるということですか。</p> <p>○2 回目の入札価格が下がっているのは、なぜでしょうか。予定価格が分かったからでしょうか。</p> <p>○1 回目の入札時に予定価格を上回っているので不調になった、ということが分かったから、2 回目の入札価格を下げたということですか。</p> <p>○調査基準価格というのも入札者には分からないということですか。</p> <p>○1 回目が入札となった時に、応札者が自分のところだけだということは分からないのですか。</p> <p>○当初の設置業者が応じてこなかったのは、何か理由があるのでしょうか。</p> <p>○高速 1 号線以外の路線、2 号線や 3 号線の ETC についても、公社仕様ということで、今回の業者が設置したのですか。</p> <p>○公社仕様ということで他が入りにくいということはありますか。</p> <p>○せっかく入札という制度なので、入りにくいという障壁を取り除いて、競争できるような形が望ましいという印象を持ちました。どこも今回の業者だから我々はいれないという誤解を持っておられるのなら、せっかくの制度が機能していないということになるのかなと思ったので、そのあたり工夫されたらよいのではと思いました。</p>	<p>●そういうことです。</p> <p>●予定価格は分からないので、業者の方で再度積算をし直した上で応札したというものです。</p> <p>●そのとおりです。</p> <p>●入札者には分かりません。</p> <p>●それについても、入札者には分かりません。</p> <p>●元々の ETC 機器はネクスコ仕様でしたが、今回は公社の仕様に改めました。</p> <p>●そのとおりです。</p> <p>●今回は機器の更新であるので、入ってくることも可能です。</p>
--	---

<p>○メンテの費用はどれくらいかかるのですか。</p> <p>○保守も今回の業者が行っているのですか。</p> <p>○保守についても入札で選ぶという形になるのですか。</p> <p>○それも入りづらいということになるのかなという印象を持つのですが、そのあたりも工夫があるのかなという感じがします。別に関連会社でなければいけないというわけではないのですか。</p>	<p>●全体で、年に2千万程度です。</p> <p>●機器の保守については、別の業者が行っています。</p> <p>●そのとおりです。</p> <p>●関連会社に限定されるものではありません。</p> <p>(回答：保全課長及び課長補佐、担当)</p>
---	--

報告内容	
議事 2 抽出事案について	
○抽出事案 3 高速 5 号線家屋事前調査業務 (その 9)	
意見・質問	回答
<p>○応札した 3 者の金額が調査基準価格とほぼ同じというか少しだけ上回っています。調査基準価格は分からないけれども、こうした金額で入札できた事情というのは分かりますか。</p> <p>○どうしてもこの契約を取りたいと思えばこういう金額になってくるのでしょうか。</p> <p>○1 者応札というケースが多い中、3 者が参加された事情、割と入札参加者が多くなるという傾向があるのですか。</p> <p>○調査範囲はどういう基準で設定されているのですか。</p> <p>○業務における調査基準価格は、予定価格の何%とかの割合になるのではないですか。建設工事とは違うのですか。</p> <p>○実際に工事にかかった試算との比較というのがありましたが、この業務においてはその比較表というものは作成されていないのですか。</p> <p>○入札金額については、各入札参加者ともほぼ</p>	<p>●積算基準とか要綱とかは公表しております、参加者は概ねその基準価格を推測することが可能となっています。単価と歩掛が分かればある程度推測できると考えています。</p> <p>●業務委託契約では大体こういった傾向になります。</p> <p>●補償コンサルタント業務でいえば、工事とは違う点は、労務費が主体となっていることです。やはり会社で社員を抱えているので、一定量の業務を確保する観点で、積極的に受注していると考えられます。</p> <p>●通常のトンネル工事ではトンネル上方 4 5 度が工事の影響を受ける範囲として家屋調査の調査範囲としていますが、高速 5 号線の事業では住民の生活の安全性確保のために、盛り土部分の分布とか位置を考慮して、通常の業務より広めに設定したため、このような調査範囲となったものです。</p> <p>●調査基準価格については、今回測量業務と事業損失というそれぞれの部門において、直接経費、間接経費、一般管理費に一定の割合を乗じて算出し、それらを合計しているため、単に予定価格の何割という形にはなりません。場合によっては、一定の率になることもありますが、業務の種類によってその率も変わります。</p> <p>●工事の場合は入札に関して工事内訳書というものを、積算項目ごとの費用を入札参加者が提出することになっていますが、コンサルタント業務の場合は内訳書を提出する決まりになっていないので、入札上はその総額しか分かりません。</p> <p>●より積極的に積算された結果であると思わ</p>

調査基準価格に並んでおり、1者にいたってはわずかの差であることから、他の委員が指摘されたように内訳のところは分からないがほとんど全部当てている感じであるため、何か工夫がないと競争にならないというか、見方によってはこの1者だけが不自然にズバリ当てている、と言えないことはないでしょうか。それともこの1者は上手に推測したからわずかしら違わない入札ができたと考えればよいのでしょうか。

○ただ、ここまでズバリ当てられると、一見不自然に見えるという見方はどうでしょうか。

○いろいろ積算をやっていけば調査基準価格のレベルまで推測できるのでしょうか。

○調査基準価格の推測、類推はそのレベルでできるのですか。

○本件業務がその9ということで、いままで8回ほどあったということ。過去の実績からすれば、9回目の入札でかなり正確に類推できたという推察はできますか。

○いろんなところに応札してもらおうとすると、規程や積算基準等を公表して明示をしたやり方で行う必要がある一方、調査基準価格を割り出しやすくなってしまおうという側面もあります。そこは非常に難しいところで、下に張り付いてしまったら競争が働かないじゃないかと言われたらそうかもしれないが、一定の積算能力に基づき、利益も確保されると判断した上

れます。

●調査基準価格については入札参加者に推測できるレベルで、その算出方法等が公表されていますので、後はどこまで近づくかという中で、細かなところの競争になっているのではないかと思います。

●実際にはそのレベルの入札もあったかに思います。

●当会社での入札でも、かなり近づいた案件を拝見したことがあるので、それを類推できると言えば言えるのではと思います。

●積算基準や歩掛等は、むしろ公表して入札に参加するという入札制度となっているので、その中で発注の時期や年度によって歩掛や単価変更となったものも随時公表しているため、入札参加者は常に発注者の公表状況、積算を発注者がどのように行っているのかを確認しながら、入札に参加していると考えています。もちろん過去の実績というところもあると思いますが、積算基準等の変更にも対応する形で入札に参加している結果だと考えています。

での応札だと考えればやむを得ない点もある
と感じます。競争性を高めるため、もう少し応
札者が増えるような工夫が必要なのかもしれ
ません。

(回答：用地課長及び主査、事務局)

報告内容	
議事 2 抽出事案について	
○抽出事案 4 高速 5 号線中山地区法面観測業務（その 2）	
意見・質問	回答
<p>○随意契約の理由として、会計規程の 73 条 1 項の 1 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するとあります。この 1 号規定は价格的な話ではないかと思えます。確かに従前の機器を入れ替えてまた埋め込んだりすると金額的に高くなるということはありますが、継続性を考慮して従前の業者と随意契約を結ぶということでは契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、1 号及び 2 号ないしは 2 号に該当すると思えます。</p> <p>○見積の経緯について、1 回、2 回、3 回と予定価格を上回っていたので、それで 3 回まで、決定するまで下げていった、やり直していったということですか。</p> <p>○元々の最初の観測業務については、随契ではなく入札が行われたのですか。</p> <p>○計測に係る精度はどのくらいでしょうか。</p> <p>○その 2 となっているが、同じような業務がいくつか出ているということですか。</p> <p>○そもそも、この法面観測業務の目的は何ですか。</p> <p>○そうすると、工事の精度というか完成度というか、そういうものをチェックするという目的でやっているのですか。</p>	<p>●機器の入れ替えというところでやはり金額の有利不利が当然出てきます。それと継続性が必要になるということから、1 号もありますが 2 号の方にも該当すると考えています。</p> <p>●今回の見積もりにおいては、回数制限を設けておらず、予定価格を下回るまでは見積を行うことができるという条件にしています。</p> <p>●本体工事である中山 IC 工事において、工事の施工業者が施工と同時に計測機器を設置したとき、その下請け業者として入っており、その業務に引き続いて随意契約をしたという実態です。</p> <p>●計測機器の精度としては下 3 桁まであります。記録上は 0.1 mm 単位です。</p> <p>●今回の業務の前がその 1、さらにその前が実際の工事の業者が入っていたということです。</p> <p>●元々は全部山だったところを全部取り除いて道路を作っているという状況で 当初の工事から大工事であるということと、法面の勾配が急だということから、そもそもの計画段階から計測をしながら工事をやっているという想定の下に施行していたということです。</p> <p>●それもありますし、コンサル業者や有識者の意見を踏まえ、その時の観測データを見ながら、これは計測を続けた方がいいという判断の</p>

○数値に変動、何らかの異変があると補強し直すとかいうことも出てくるのですか。

○今の目的を聞いていると、工事業者の下請けの関係で計測しているように見受けられますが、公社として計測数値の提供を受ける際のリスクはないのでしょうか。

○計測機器はすでに埋め込んであって、それを継続して使うとした場合に、施工者と関係がある業者と随契で継続して使うことが業務の履行に有利となると考えられるのかということについてはどうでしょうか。

○埋め込んであるにも関わらずリースしているのですか。

○施工業者と関連のある業者だといきさつがあるのなら、その業者を入れる必要があるのかという見方が出てくるので、説明に当たっては、どうしてその業者が使われなければならなかったのかということの説明を加えていただくと案件への理解がより深まったと考えます。

○法面工事はあくまでも工事でありゼネコンが施工するものとして発注されて、変位を計測する計測業務としては、同じ場所ではあるけれども、別に発注するという方がクリアな気がしますが、そうせずにひっくるめて発注したのはなにか理由があるのですか。場所が同じだからですか。

○その場合、受注されたゼネコンがどこの業者を選定するかはゼネコン側で任意で決めるのですか、公社はそれには関与していないのですか。

もと、計測を続けているという状況です。

●必要に応じて補強対策も有り得ると考えていますが、今の状況は極めて微量な変位量であり、有識者の方からも今のままで大丈夫ではないかという意見を踏まえ、経過観察ということで計測を続けているという状況です。

●これの計測機器については、機械から自動でデータを転送するようになっており、リアルタイムで公社へも届くようになっています。

●計測機械については、発注者のものではなくて、業者の所有物です。それを我々がリースとかか損料を払っているという形です。

●最終的には撤去します。

●確かに業務としては工事する業者と計測する業者とに分かれますが、計測結果を見ながら一体的に施工管理していく必要があるので一体的にやったという形です。

●そのとおりです。

(回答：建設課長及び課長補佐)